

資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件

(平成十二年三月四日金融再生委員会告示第二号)

改正案	現行
<p>(資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 内閣総理大臣は、法第五十二条第一項第一号二若しくはホに掲げる金融機関等からそれぞれ同条第二項第三号若しくは第四号に規定する資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合において、当該申込み又は当該広告若しくは申出に係る資産が次の各号のいずれかに該当するときは、法第五十五条第二項に規定する承認を行うことができる。</p> <p>一 原則として、法第二十八条第三項に規定する基準に定める破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分される債務者に対する貸出金</p> <p>二 株式会社産業再生機構からの当該申込み又は当該広告若しくは申出に係る資産であつて、前号に掲げる貸出金に類する貸出金</p> <p>三 第一号又は第二号の貸出金に係る債務者に係る仮払金、未収利息又は未収金等</p>	<p>(資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 内閣総理大臣は、法第五十二条第一項第一号二に掲げる金融機関等から同条第二項第二号に規定する資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合において、当該申込み又は当該広告若しくは申出に係る資産が次の各号のいずれかに該当するときは、法第五十五条第二項に規定する承認を行うことができる。</p> <p>一 原則として、法第二十八条第三項に規定する基準に定める破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分される債務者に対する貸出金</p> <p>(新設)</p> <p>二 前号の貸出金に係る債務者に係る仮払金、未収利息又は未収金等</p>